

平成 30 年 11 月 14 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸  
地域保健担当理事 花岡 正人  
宮下 明

平成 30 年北海道胆振東部地震に対し社会福祉法人が  
寄付金を支出することについての特例について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

---

神奈川県医師会  
理事 高井 昌彦

平成 30 年北海道胆振東部地震に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）  
を支出することについての特例について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局高齢者支援課より各都道府県介護  
保険担当主管部等あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介し  
て別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関  
係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲  
覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>  
→ 会員専用ページ → お知らせ（介護保険関係） 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail [griwata@kanagawa.med.or.jp](mailto:griwata@kanagawa.med.or.jp)

(介 140)

平成 30 年 10 月 10 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦



平成 30 年北海道胆振東部地震に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を  
支出することについての特例について

今般の平成 30 年北海道胆振東部地震につきましては、その被害が極めて甚大であることに鑑み、社会福祉法人による当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、東日本大震災時の対応と同様に、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする旨の事務連絡が厚労省より各都道府県等行政宛てに発出されましたのでご連絡申し上げます。

【要件を満たす条件について】

当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

- ①当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ②当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。